

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター配分金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支払方法)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を現金で、直接支払うものとする。ただし、会員との合意によって、口座振込等の方法により支払うことができる。

(支払日)

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を原則として毎月月末に締めきり、翌月15日に支払うものとする。ただし、4月分及び12月分については、翌月20日に支払うものとする。なお、支払日が土曜日、日曜日、または国民の祝日に当たる場合は順次繰り上げるものとする。

(社会的相当配分金の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、神奈川県における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。